

機関番号：28001

研究種目：若手スタートアップ／研究活動スタート支援

研究期間：平成 21 年度～22 年度（2009-2010）

課題番号：21820033

研究課題名（和文）

大規模楽譜叢書編纂事業にみる、音楽芸術の価値基準の変化と西洋音楽史学の戦略

研究課題名（英文）

A Study of the changes of German musichistorical view:

Three *Denkmäler der Tonkunst* as a musical historiography

研究代表者

朝山奈津子（ASAYAMA NATSUKO）

沖縄県立芸術大学・音楽学部・助教

研究者番号：30535505

研究成果の概要（和文）：

本研究では、19 世紀末から 21 世紀の現在まで続いている楽譜叢書『ドイツ音楽の遺産 *Erbe deutscher Musik*』に収載された作品の傾向分析および各巻序文の解題を通して、ドイツにおける音楽観ないし音楽史観の変遷を明らかにしようとした。戦争や国体の変化にともなって刊行事業もいくつかの「時代」に分けられる。本研究を通じては、各時代の前後で生じた断絶だけでなく、継続された要素についても明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

In this study, I focused on the large German music series titled *das Erbe deutscher Musik* (The Legacy of German Music), which were issued from 1892 to our century continuously, with an aim to clarify the changes of the historical view on music in Germany. Two World Wars, the Cold War and the unification of Germany influenced the contents and the structure of this series. From my investigation, not only alterations owing to these wars, but also continuity before and after the incidents was pointed out.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	170,000	51,000	221,000
平成 22 年度	810,000	243,000	1,053,000
年度			
年度			
年度			
総計	980,000	294,000	1,274,000

研究分野：芸術

科研費の分科・細目：

キーワード：西洋音楽史、19 世紀、20 世紀、ドイツ

1. 研究開始当初の背景

●西洋音楽史の再考

——ドイツ中心主義からの脱却

本研究の出発点は、近年すすんでいる西洋音楽史の見直しにあった。音楽史は、主に名作と大作曲家の歴史として、これまでドイツ語圏の所産に偏って書かれてきた。それは、ドイツの音楽作品が芸術的に優れているから、ではない。近代に音楽史学を確立したドイツが自国の音楽のヘゲモニーを築いたからである。いやむしろ、ドイツ文化の優越性を説得するために音楽学という学科を生み出したといっても過言ではない。こうした予測のもとに近年は、既存の価値観がいかに戦略的に作られたものであったかを暴き、音楽史をドイツ中心主義から、視野のより広いものへと書き改める作業が進められてきた。そうしたなか、アメリカでは R. タラスキンによって『オクスフォード西洋音楽史』(Richard Taruskin, *The Oxford history of western music*, 5 vols., 2005) という大きな成果がまとまった。

●音楽史記述の変種としての楽譜

本研究はそこで、音楽史記述そのものではなく、楽譜出版に目を向けた。音楽史学のイデオロギーは楽譜、すなわち芸術作品それ自体によって覆い隠され、いっけん目に触れない形で演奏や作曲などの芸術創造に密かな影響力を及ぼしていると考えたからである。

2. 研究の目的

●音楽史観の変遷をたどる

——楽譜叢書制作の 120 年

本研究は、音楽史学がドイツにおいてたどってきた変化を通時的に俯瞰するため、19 世紀末から 21 世紀の現在まで継続している大規模楽譜叢書に注目した。

1892 年に『ドイツ音楽記念碑 *Denkmäler deutscher Tonkunst* (DDT)』が開始し、『オーストリアの音楽記念碑 *Denkmäler der Tonkunst in Österreich* (DTÖ)』、『バイエルンの音楽記念碑 *Denkmäler der Tonkunst in Bayern* (DTB)』がこれに続いた。DDT は 1935 に『ドイツ音楽の遺産 *Erbe deutscher Musik* (EDM)』として再スタートするが、編集組織等から 2 つのシリーズの継続性は明らかである。これら 3 つの地域の『音楽記念碑』は、ドイツ帝国統一の時代を構想の揺籃期とするが、第一次世界大戦、ドイツ帝国とオーストリア帝国の解体を目撃し、ナチス・ドイツと第二次世界大戦を経て、東西ドイツの冷戦と統一をくぐり抜け、今に至っている。この間、ドイツ語圏の国々の国境線は幾度も書換えられ、「ドイツ」という概念は絶えず揺れ動いてきた。こうした歴史の中で、編集の基本方針も楽譜の体裁もほとんど変化せずに刊行を続けてきた『音楽記念碑』および『音楽遺産』は、この国が過去の音楽をどのように取り扱ってきたかを示す、格好の史料であるといえる。

本研究の目的は、言語と文化、国境線と歴史を共有する 3 つの国と地域が、どのように独自の「音楽記念碑」を打ち立てるのか、また、各時代においてそれぞれどのような影響を受けてきたのか、その変遷を明らかにすることにある。

3. 研究の方法

●研究手順

本研究は1年6ヶ月を期間とし、ドイツ語圏における『音楽記念碑』各シリーズの刊行年代に沿って、I.『音楽記念碑』を対象とする調査、II.『音楽記念碑』の背景に関わる調査、III.ドイツの『音楽記念碑』と関係の深いその他のシリーズの調査、を行った。

●手法と対象

手法は言説研究で、主として出版物を調査対象とした。

まず、各シリーズに収録された作品の作曲家、作曲年代、関係地域、ジャンル、編成について、実際の楽譜のタイトルページと目次から情報を収集し、データベース化した。

次に、各巻の序文から、(1)当該作品の収録理由、(2)当該作品、作曲家の音楽史上の位置づけ、(3)当該巻のシリーズ内での位置づけ、(4)使用資料の所在と性質、(5)当該巻に特別な校訂方針、に関する記述を抜き出し、共通点のあるものをグルーピングしていった。なお、収録されている各作品の音楽的な分析は行わなかった。作品の内容について現代の観点から判断するのではなく、あくまで当該の作品を選ぶに至った当時の価値基準、それらの言説が発せられた背景とその意味を議論の対象とした。

さらに、各巻の校訂者や、制作委員会の構成員について、他の著作における主張や属する学派などを調査し、編集方針の背景を探る手がかりとした。

4. 研究成果

●EDM 地方編成立の背景

——第一次世界大戦の影響

本研究を通じては、特に、第二次世界大戦直前から終戦までの期間に独特の『ドイツの音楽遺産・地方編 Landschaftsdenkmal』の運営において、第一次世界大戦の影響がきわめて強かったことが明らかになった。

『ドイツの音楽遺産 (EDM)』は1935年に政府の支援を得て刊行を開始した、楽譜叢書である。EDMには、前身のDDTにはなかった「帝国編」と「地方編」の区別がもうけられた。EDMの刊行に関してH. ベッセラーが政府公報に寄せた記事では、DDTとEDMの違いを次のように述べられている。「かつての記念碑シリーズはその構成上、重要な作品と、ごく地域的には意味があっても凡庸な作品とを、区別なく並べざるを得なかった。新しい企画ではこれに対して、『帝国編 Reichsdenkmal』と『地方編』の分離を行うものとする。帝国編は全ドイツの音楽生活に資するところのものに限って〔中略〕刊行する。それ以外のものはすべて地方編の枠内にとどめ、これによって企画全体の広範な基盤を形成する。」(H. Bessler, "Die Neuordnung des musikalischen Denkmalwesens". In *Deutsche Wissenschaft Erziehung und Volksbildung. Amtsblatt...1*: 187*-189*.) この態勢は1945年正月まで続いたが、戦後に再開したときには「地方編」はもはや設定されなかった。従って、あたかも1935-1945年のナチス党政権下において突如、強力に指導され、政権の滅亡とともにまた消滅したかのように見える。

しかし実際のところ、地方編には政府の財源はほとんど投与されなかった。ばかりか、地方編の編集組織は、1930年代前半に各地域で独自に始まっていた音楽記念碑事業を引

き継いだものであった。これらは第一次世界大戦後に DDT が行き詰まった時分、その仕事をもはや中央にばかり委せてはおけない、と各地方の大学を中心にして着手された地域的な音楽記念碑事業である。また、第一次世界大戦の影響でドイツの音楽学は国際的な場面から締め出されるようになり、自国の音楽研究を先鋭化させた。そこで、まだあまり知られていない作曲家の作品の研究や眠っている史料の発掘に力を注ぐことになった。

●『帝国編』への対抗意識

——「ドイツの音楽遺産」とは何か？

EDM はこうした地域の編集拠点を「地方編」の名の下に総括した。が、EDM 編集の本部である国立ドイツ音楽研究所 (SIDM) は、計画の上でも財政の面でも地方編に介入することはなく、いわば地方分権の体制が継続された。つまり、どのような作品を選ぶか、という判断に際して、統一された力は働いていなかったのである。

1943 年までに計画された EDM 帝国編および地方編の構成をみると、両者の提示する「ドイツ音楽の遺産」に違いがあることが判る。

帝国編は確かにバッハ一族と関わりのある音楽を多く収載したが、大バッハの音楽的なルーツを提示しようとした DDT とは異なり、EDM では大バッハの後世への影響が主眼となった。一方で、16 世紀のラテン語多声楽曲にも力を入れ、ドイツでもネーデルラント楽派に匹敵するだけのものが生み出されたことを証明しようとした。

地方編は、バッハではなくシュッツに焦点を当てた。また、ラテン語作品ではなくドイツ語の歌曲が多く集められた。ここには、大バッハに先行する音楽史を提示して各地域

の重要性を主張する狙いがあるとみられる。

●音楽記念碑事業の断絶と継続

1943 年までの計画は、戦後の EDM には引き継がれなかった。また、地方編は EDM から完全に消滅した。しかし実際には、地方編の編集経験が各地に蓄積され、戦後に新たな地域的な音楽記念碑事業をおこなう契機と拠点を残した。

戦中の編集委員会の構成員はほぼそのまま継続した。戦前の計画が実現されなかったのは、史料が利用できなくなったり、完成間近の（あるいは脱稿していた）原稿が戦災で失われたりしたためである。

収載作品の選定基準に関しては、あらたに、各地の図書館や修道院などに保管される写本史料の類を出版物として翻刻する傾向が見られる。これは、戦争で数多くの貴重資料が消失したことへの反省と考えられる。

ところで、ナチス党の侵略に伴って独自の編集委員会を奪われ、EDM 地方編に組み込まれた DTB と DTÖ は、戦中にはそれぞれ 2 巻ていどの刊行に留まっていたが、戦後にふたたび組織を取り戻すと、EDM 地方編として出版されたものを改訂増補して刊行し直した。従って、DTB と DTÖ に関しては戦前刊行分から戦後への継続性は明らかである。

●これからの「音楽の遺産」刊行事業

かつて 19 世紀末には、ドイツ語を話す国と地域は複数あり、これらが「ドイツ」という意識のもとでせめて文化的に一つになろうとする願いから、『音楽記念碑』の刊行が始まった。しかし刊行が進む中で 3 つの国と地域はナショナリズムを露わにしてぶつかり合い、収載作品の「争奪戦」まで発生した。

第二次世界大戦においては政治的な侵略によって強制的に大ドイツが作られようと

したが、DTB と DTÖ は刊行を積極的に進めないことでこれに対抗した。

現在のドイツ語圏の文化的状況において、こうしたあからさまなナショナリズムの衝突や政治的な緊張は表面化していない。しかしなおも、『音楽遺産』および『音楽記念碑』は刊行を続けている。今後はその存在理由について、音楽史哲学の観点から分析を試みたいと考えている。また、ドイツにおける『音楽記念碑』刊行が他国に与えた影響に関して調査し、ヨーロッパの政治史、文化史に一般的な要素を把握下上で、特殊ドイツ的な音楽史観について研究を進める予定である。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

朝山奈津子 「『ドイツの音楽遺産・地方編』の成立、消滅と継承」、『沖縄県立芸術大学紀要』第 19 号 (2011 年 3 月)、27-45 頁。

[学会発表] (計 0 件)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

朝山奈津子 (ASAYAMA NATSUKO)
沖縄県立芸術大学・音楽学部・助教

研究者番号 : 30535505

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし